

## 1 研究主題

# インターネットの教育利用におけるガイドラインの研究

### < 内容の要約 >

インターネット社会には、一般社会と同様に犯罪や有害情報、プライバシー侵害など様々な問題が潜んでいる。学校教育でインターネットを安心して利用するためには、その問題点を明らかにして情報の取り扱いに関するルールやマナー等を身に付けることが不可欠である。

本稿では、先進的なインターネット利用実践校を対象に、インターネット利用の現状と問題点について調査を行い、児童生徒や教職員がインターネットを安全かつ適切に利用するためのガイドラインの基本的な考え方とその骨子を示した。

### < キーワード >

(1)インターネット (2)ガイドライン (3)情報モラル (4)情報教育 (5)教育情報システム

## 2 研究の目標

児童生徒や教職員がインターネットを安全かつ適切に利用するためのガイドラインについて、基本的な考え方とその骨子を示す。

## 3 研究の内容及び方法

### (1) 研究の内容

ア インターネット利用の現状と問題点を把握する。

イ 学校でインターネットを利用する際のガイドラインについて、基本的な考え方とその骨子を示す。

### (2) 研究の方法

ア 先進的なインターネット利用実践校の現状と問題点について調査を実施する。

イ インターネット利用のガイドラインに関する先行事例を調査する。

ウ 学校におけるインターネットの利用場面に応じて、ガイドラインの基本的な考え方とその骨子を検討する。

## 4 研究の実際

### (1) インターネット利用に関する調査

ア 期日 平成10年10月23日(金)～11月30日(月)

イ 対象 「こねっと・プラン」参加校一覧のホームページに掲載のあった467校中メールアドレスが確認できた359校 (URL=[http://www.wnn.or.jp/wnn-s/gakkouhome/index\\_f3.html](http://www.wnn.or.jp/wnn-s/gakkouhome/index_f3.html))

ウ 目的 インターネット利用の現状と問題点を明らかにする。

エ 内容 インターネットの利用に関する質問12項目、ホームページ作成に関する質問7項目、ガイドライン作成に関する質問3項目、及びフェイスシートからなる。

なお、質問は項目選択方式を主とし、回答の手間や心理的負担の軽減を図る。

オ 方法 調査は質問紙法により電子メールで実施した。FAX、郵送による回答もあった。

## (2) 調査の結果及び考察

調査期間中に回答があった106校中、内容に不備のあった2校を除いた104校（小学校44、中学校39、高等学校16、特殊教育諸学校3、中等高等学校2）を調査対象とした。なお、この調査期間における回答の回収率は30%であった。

### ア インターネット利用の現状と問題点

<学校の利用状況> 利用者の範囲を図1に示す。児童生徒の利用は、自由に利用、教師支援のもとで利用など9割以上の学校が認めている。図2に利用内容を示す（複数回答可）。ホームページを利用した情報収集や情報発信、電子メールでの情報交換が中心である。また、インターネットを同時に利用できるパソコンは、10台以下が約7割を占め、1～2台が4割である。まだ児童生徒1人1台の利用環境に至っていないのが現状である。

<児童生徒の利用> 図3に児童生徒の利用時間帯を示す（複数回答可）。授業中が中心であるが、課外活動や昼休み・放課後など児童生徒が自主的に使える学校が半数以上もあることから、児童生徒のインターネットに関する興味・関心の高さがうかがえる。

児童生徒の電子メールアドレスでは、全員に発行2%、希望者に発行4%、生徒会・部活動等に発行1%、学校や教師のもので代用47%、発行していない36%で、児童生徒が自由に電子メールを利用する環境にないのが現状である。

<児童生徒の指導> 図4、5に示すように著作権や有害情報に対して、8割以上の学校で指導されているが、何ら対策・指導がなされていない学校については検討する必要があると思われる。

<ホームページの作成> ホームページの開設年数は、2～3年が9割を占める。図6に児童生徒の個人情報に関する公開状況を示す（複数回答可）。氏名や個人写真など個人を特定できる情報の公開については、その教育効果と危険性を十分に配慮し、本人と保護者の承諾を得ることが必要である。

また、著作権表示については、63%の学校が表示をしていないと回答している。国内では著作権表示をしなくても、著作物は著作権法で保護されているが、自分の著作権を主張することや利用する相手の立場を考えると著作権やリンク許可についても表示することが望ましい。

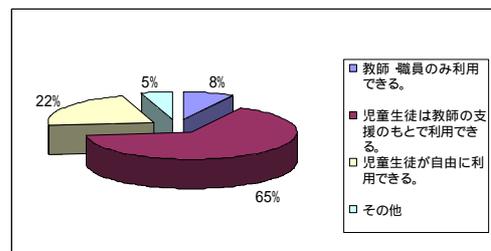


図1 インターネット利用者の範囲

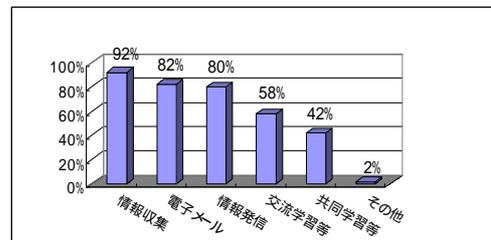


図2 インターネット利用内容

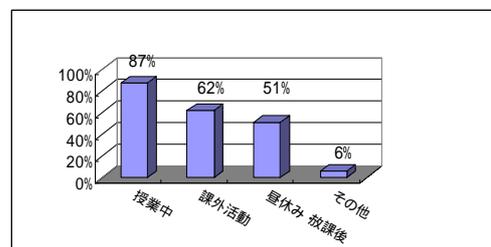


図3 児童生徒の利用時間帯

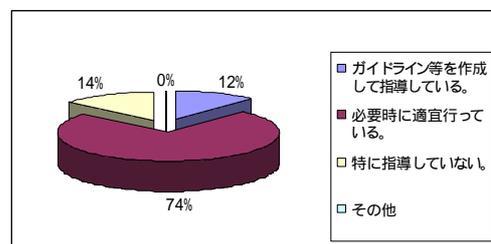


図4 児童生徒に対する著作権の指導

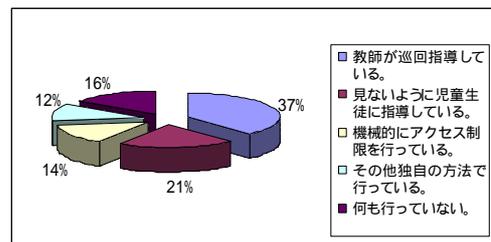


図5 有害情報への指導と対策

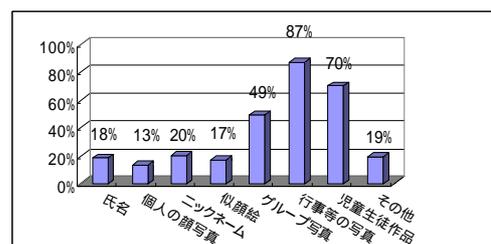


図6 児童生徒の個人情報の公開

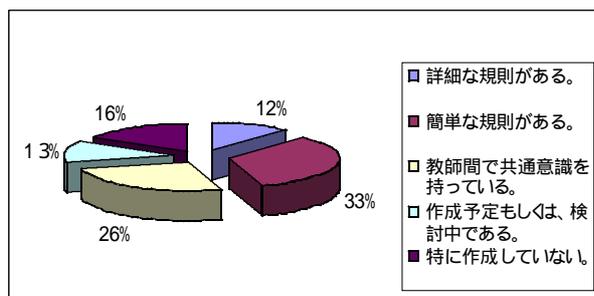


図7 ガイドラインの作成状況

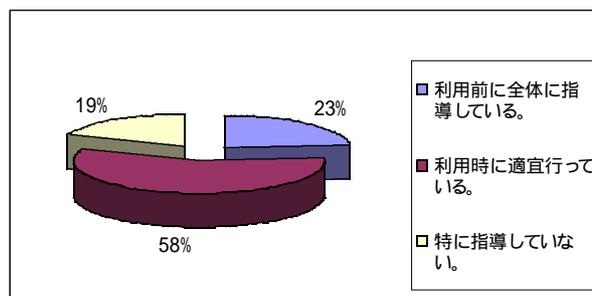


図8 ガイドラインの指導状況

### イ ガイドラインの必要性

ガイドラインの作成状況を図7に示す。詳細な規則や簡単な規則がある、文章化してないが教師間で共通認識を持っている、作成予定もしくは検討中をあわせると8割以上がガイドラインの必要性を認めている。しかし、規則を作成していると答えたのは、その半分の4割程度である。

また、ガイドラインの指導状況を図8に示す。指導については、利用前に全体指導と利用時に適宜指導を合わせると、全体の8割が行っている。指導していない2割の学校についての対応が、今後の課題であろう。

ここで、利用者の範囲に着目して、次の2つのタイプを考え、比較検討してみた。

「教師主導型の学校」……教職員のみ利用（8校）、教師支援のもとで児童生徒は利用（67校）  
 「生徒主体型の学校」……児童生徒は自由に利用（23校）

教師主導型の学校の特徴は、著作権や発言時の指導について「必要時に適宜行っている」、有害情報への対策・指導について「教師が巡回指導している」という割合が高い。

生徒主体型の学校の特徴は、ガイドラインの指導について「利用前に全体に指導している」、著作権や発言時の指導について「ガイドラインを作成して指導している」、ガイドラインの項目として「利用時間」を取り上げている、利用できる時間帯として「昼休み・放課後」を含めているという割合が高い。

学校の利用環境は、現在パソコンの台数も少なく「教師主導型の学校」が多いが、社会の情報化や文部省のインターネット利用方針等を含めて考えると、今後「生徒主体型の学校」に推移していくものと思われる。そのため、児童生徒の利用については、きちんとした指導が必要である。教師間で統一した指導を行うためには、ガイドラインの作成と校内研修等による教師間の共通理解が重要である。

### (3) ガイドラインの基本的な考え方

インターネットを利用する場合には、接続先のプロバイダーが定める「利用規程」や各自治体が制定する「個人情報保護条例」等を遵守する必要がある。佐賀県教育センターでも、インターネット及びパソコン通信の利用に関して「運用要綱」を定め、各学校の利用申請者に遵守することを義務付けている。また、佐賀県内の自治体の約5割が「個人情報保護条例」を制定している。しかし、インターネットは未成熟なネットワーク社会であり、法整備も十分に行われておらず、世界中の人が情報を発信し、見ず知らずの人が自由に交流しているわけであるから、一般社会と同様に犯罪や有害情報、プライバシー侵害など様々な問題が潜んでいる。そのため、教育現場で児童生徒や教職員がインターネットを安全かつ適切に利用するためには、さらに各学校でもガイドラインが必要である。文部省は、著書「インターネットで広がる子どもたちの世界」の中で、各学校にインターネットを計画的に導入していくに当たって参考となる情報をまとめている。

図9に、学校でガイドラインを作成する場合の一例を示す。各学校が接続するプロバイダーの「利用規程」と各自治体が制定した「個人情報保護条例」等を考慮しながら、学校でインターネットを利用推進するための「組織作り」が大切である。また、各学校の実態に即した「利用方針」を決めるために、「利用目的」、「対象」、「利用場面」、「指導事項（情報モラル）」の基本的な考え方について検討する必要がある。利用方針をもとにガイドラインの「骨子」、「試案」を作成し、「校内研修会」等で教職員の情報モラルの向上と共通理解を図ることが重要である。児童生徒の指導に当たっては、小・中・高・特殊教育諸学校それぞれの発達段階に応じた児童生徒向けの「ガイドラインの作成」を行い「授業」の中で「情報モラル」の向上を図る指導が望まれる。また、社会状況の変化やネットワーク技術の進歩により「情報モラル」の細目は変化するので、その都度、「検討委員会」で見直すことが必要である。

表1に、先行事例等を参考に授業の中で利用することを想定して、6つの「利用場面」と5項目の「指導事項（情報モラル）」を示す。ここで、各利用場面においてそれぞれの指導事項を横断的に統合して考えるのに便利のように、「ガイドラインマトリックス（利用場面6×指導事項5）」を提案する。（次ページ参照）次に、ガイドラインの基本的な考え方を述べる。

#### ア ネット（Netiquette）

インターネットは、誰もが自由に情報を発信し、また容易に情報を収集できる世界規模のネットワークである。世界中の人が利用するわけであるから、トラブルを避けるためにネットワーク上のエチケットで「ネチケット」と呼ばれる非公式な約束事がある。法律ではないが、利用者間で守るべき倫理道徳的な基準となっている。基本は、「他人に迷惑をかけない」、「自分の発信には責任をもつ」等が原則である。ネットワーク技術や社会環境の変化に応じて細目は変化し、人によって見解が異なる場合もあるので絶対的なものではないが、利用者のネチケット教育を徹底することで多くのトラブルを未然に防ぐことができる。

#### イ 著作権（Copyright）

インターネット上の情報は、ほとんど誰かの著作物であり著作権法で保護されている。他人の著作物は、法令等で許されている範囲を除き、勝手に使用してはならない。特に、インターネット上では「複製権」や「公衆送信権」の侵害に注意が必要である。著作権侵害には、著作権法で刑事罰が定められている。基本は、「自分自身の著作物を情報発信する」、「他人の著作物を勝手に使用したり変更してはいけない」ことが原則である。他人の著作物を利用する場合は、必ず著作者の使用許諾を得る必要がある。また、ホームページへのリンクについては、通常、法的規制が無いので無許可でも設定できるが、事前にリンク許諾を得るのがマナーである。しかし、他人の著作物を自分の著作物と誤認させるようなリンク表示は著作権侵害の恐れがある。

#### ウ 個人情報保護

自治体の中には、「個人情報保護条例」が制定されている地域がある。この条例は、個人の情報及

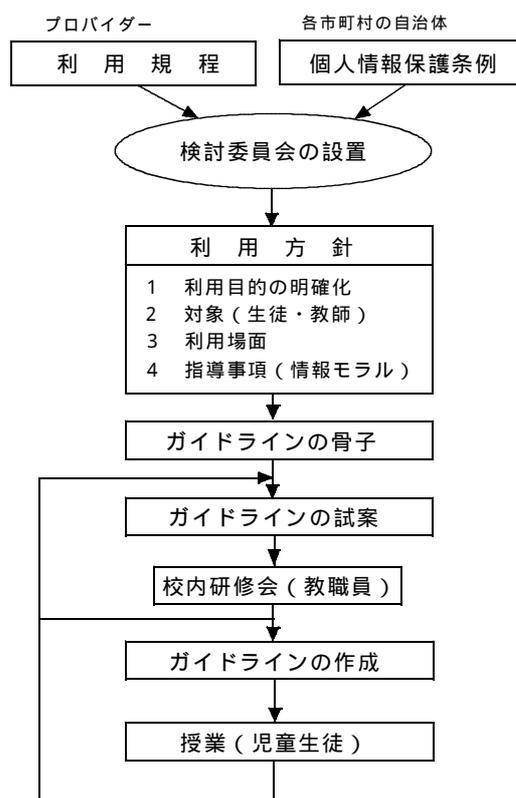


図9 ガイドラインの流れ

表1 ガイドラインマトリックス(利用場面6×指導事項5)

指導事項 利用場面	ネット	著作権	個人情報保護	セキュリティ	有害情報
1 ホームページの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目的に沿った情報利用をする</li> <li>・情報提供者への感謝とお礼を忘れない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人の著作物を使用する場合は許諾が必要である</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・偶然に知り得た個人情報を第三者に漏らさない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不用意にファイルやデータを受け取らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・有害情報の閲覧禁止を指導する</li> <li>・有害情報を見つけた場合の連絡を義務付ける</li> </ul>
2 ホームページの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報発信の責任を持つ</li> <li>・目的や対象を明確に意識した情報発信をする</li> <li>・見る人の立場に立った情報発信をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分の作品を使用する</li> <li>・他人の著作物を勝手に使用しない</li> <li>・勝手にリンクを設定しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を特定できる情報を掲載しない</li> <li>・教育効果が認められる個人情報についてはその限りではない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セキュリティホールになる実行ファイルを勝手に作成しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育目的以外の情報発信をしない</li> <li>・リンクを設定するときにはページの内容を十分に確認する</li> </ul>
3 電子メールの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他人に見られて困る内容は書かない</li> <li>・適切な表現を心がける</li> <li>・自分の考えを正しく表現する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メールの著作権は発信者にある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシーの侵害をしない</li> <li>・他人の個人情報を勝手に送らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードを他人に教えない</li> <li>・不審なメールを不用意に開かない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・見知らぬ人からのメールは不用意に開かない</li> <li>・通信の秘密、守秘義務を遵守する</li> </ul>
4 チャット ・電子掲示板の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多数の人に見られることを考慮した発言をする</li> <li>・話題に沿った発言をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発言内容の著作権は発言者にある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を特定できる情報を掲載しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワード等を書き込まない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不用意に参加しない</li> <li>・テーマの内容を確認する</li> </ul>
5 オンラインソフト ・データの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者の許可を得てダウンロードする</li> <li>・使用条件を遵守する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・使用条件を遵守する</li> <li>・有償ソフトの違法コピーをしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含むデータを公開しない</li> <li>・偶然に取得した個人データを第三者に漏らさない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ファイルのダウンロードについては管理者の許可を得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容の分からないデータはダウンロードしない</li> </ul>
6 ネットワークの管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールやマナーの適切な研修や指導を行う</li> <li>・モラルの向上に努める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・違法コピーがないように指導する</li> <li>・その他著作権侵害が無いように監視する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードの管理を指導徹底する</li> <li>・個人情報の漏洩が無いように指導・管理する</li> <li>・守秘義務を遵守する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部の不正使用が無いように指導する</li> <li>・外部からの侵入による盗難や破壊を防ぐ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングソフト等で有害情報対策を講じる</li> </ul>

び特定の個人が識別される情報を保護する目的で、個人情報不正に収集、管理、利用されることが無いように制定されたものである。この条例が制定されている場合には、個人情報保護条例に抵触しないようにインターネットを利用する必要がある。また、条例等の規程がない場合には、各学校で独自に規則を定め個人の情報を守る必要がある。個人情報の公開については、「一切禁止」、「本人の同意が必要」、「本人と保護者の同意が必要」と分かれている。作品を公表する場合は、教育効果や著作権法の氏名表示権との関連も考慮して慎重に扱う必要がある。基本は、「教育目的上必要のない個人情報は公開しない」、「個人情報の公開に当たっては本人と保護者の同意を得る」、「公開している個人情報は教育目的が終了した時点で削除する」ことが原則である。

#### エ セキュリティ (Security)

ネットワークに接続したコンピュータは、外部からの侵入で情報の漏洩やコンピュータ・ウィルス等によるデータ破壊の危険性がある。また、内部からの利用で誤操作によるデータの消失、機密文書の漏洩、不正コピー、パスワードの紛失等が考えられる。基本は、「漏洩して困るデータはネットワークに接続したコンピュータに保存しない」、「失われて困るデータはバックアップをとっておく」、「他人のデータを覗かない」ことが原則である。システムの安全性と信頼性を高める対策として、ウィルス検出ソフト・ファイアウォール等の防御機能の装備や利用者自身のパスワード管理、データ管理が重要である。また、万一侵入があった場合の緊急対応や調査に対する専門技術者のサポート体制を整えておくことも大切である。

#### オ 有害情報

インターネット上には、児童生徒の健全な発達を阻害する暴力、性、猥褻物、犯罪等に関する閲覧に不適切な情報も含まれている。不適切だからといって情報の発信自体を規制することは「言論の自由」や「表現の自由」との関係で、現在は規制されていない。不適切な情報への対処方法として、「道徳的指導により不適切な情報は閲覧しないという態度の育成」、「登録内容が吟味された子供向けの検索サービスやリンク集の利用」、「自動的な閲覧制限をするフィルタリング機能の使用」の3つが提案されている。しかし、日々大量の情報が増え続けるインターネット社会で有害情報を完全に排除する事は不可能である。基本は、「有用な情報の閲覧や提供に努めるように指導する」、「道徳的な指導により不適切な情報の閲覧や提供をしないという倫理観を育成する」ことが原則であると考えられる。

#### (4) ガイドラインの骨子

ガイドラインのマトリックスや基本的な考え方をもとにガイドラインの骨子を検討する。骨子作成に当たっては、兵庫県立教育研修所が文部省の指定を受けて作成した「インターネット利用のガイドライン」が大変参考になった。利用者ごとに、児童編、生徒編、教職員編、管理運用者編として作成されている点が特徴である。また、調査を行った「こねっと・プラン」参加校のガイドラインも参考にした。

各学校で教師が児童生徒を指導することを考え、利用場面ごとに留意すべき5項目について、特に重要と思われる点について整理してみた。表2は、アンケート結果にもあったように、学校でもっとも多いと考えられる利用場面「ホームページの利用」、「ホームページの作成」、「電子メールの利用」について、教師が児童生徒に対して行う指導事項、教師が指導を行う際の留意事項をあげている。表3は「チャット・電子掲示板の利用」、「オンラインソフト・データの利用」について指導事項及び留意項目をまとめたものである。それぞれの学校の整備環境や利用状況に沿ってガイドラインを作成し指導することが望ましい。表4は「ネットワーク管理」について留意事項をまとめたものである。校内のネットワークの安全性と信頼性を確保するためにもネットワークの管理をきちんと行う必要がある。

表2 ガイドラインの骨子(1)

	利用場面		
	ホームページの利用	ホームページの作成	電子メールの利用
児童生徒利用の指導事項	<p>&lt;ネチケット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的をもって利用しましょう。</li> <li>情報提供者の気持ちを考えて利用しましょう。</li> <li>学校の利用規程を守りましょう。</li> </ul> <p>&lt;著作権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>他人の著作物は個人の私的利用に止めておきましょう。</li> <li>他人の著作物を勝手に使ったり書き換えたりしてはいけません。</li> <li>他人の著作物を利用する際には著作者の許諾を得ましょう。</li> </ul> <p>&lt;個人情報保護&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>偶然知り得た個人の情報を第三者に漏らさないようにしましょう。</li> <li>ホームページの中に個人情報を書き込んだりしないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;セキュリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不用意にファイルを受付けないようにしましょう。</li> <li>パスワード等のセキュリティ情報を書き込まないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;有害情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育上不適切と思われる情報は見ないようにしましょう。</li> <li>不適切な情報を見たら先生や保護者に連絡しましょう。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>嘘の情報に注意しましょう。</li> <li>有料のページ、オンラインショッピング等の利用はやめましょう。</li> <li>ホームページの呼びかけに応じて直接相手に会うときは先生や保護者の許可を得ましょう。</li> </ul>	<p>&lt;ネチケット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>情報の発信者として責任を持ちましょう。</li> <li>伝えたい情報、対象を明確にしましょう。</li> <li>見る人の気持ちになって作成しましょう。</li> <li>表示に時間がかかるものを載せるのはやめましょう。</li> <li>教育目的に利用しましょう。</li> </ul> <p>&lt;著作権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自分でつくった著作物を載せましょう。</li> <li>他人の著作物を載せるときには著作者の許諾をとりましょう。</li> <li>リンクを設定するときは相手に許諾を得ましょう。</li> <li>リンク先が他人のホームページであることを明示しましょう</li> </ul> <p>&lt;個人情報保護&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先生や保護者に許可なく自分の氏名や住所等の個人情報を掲載しないようにしましょう。</li> <li>友達の写真や個人を特定できる情報を本人の許可なく掲載してはいけません。</li> </ul> <p>&lt;セキュリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>不用意に実行ファイルを使用しないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;有害情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育目的以外の情報発信をしないようにしましょう。</li> <li>教育的に不適切なページにリンクを設定するのはやめましょう。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページを作成するときには先生の指示に従って行いましょう。</li> </ul>	<p>&lt;ネチケット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メールははがきと同じです。他人に見られて困るメールは送らないようにしましょう。</li> <li>内容が相手に正しく伝わるように書きましょう。</li> <li>人の迷惑になるメールは送らないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;著作権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>メールの著作権は発信者にあります。</li> </ul> <p>&lt;個人情報保護&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>プライバシーの侵害をしないようにしましょう。</li> <li>他人の個人情報を勝手に送信するのはやめましょう。</li> <li>他人にきた手紙をのぞくのはやめましょう。</li> </ul> <p>&lt;セキュリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>パスワードを他人に教えてはいけません。</li> <li>知らない人からのメールや添付ファイルは開く前に先生に知らせましょう。</li> </ul> <p>&lt;有害情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>見知らぬ人からのメールが届いたときには、先生や保護者へ連絡しましょう。</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電子メールを送るときには必ず先生に確認してもらってから送りましょう。</li> <li>受け取れない手紙があったらすぐに先生、保護者へ連絡しましょう。</li> <li>知らない人と会う約束をしないようにしましょう。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報収集を効率的に行うように支援しましょう。</li> <li>ネチケットのホームページ等を利用してインターネット特有のルールやマナーの指導を行いましょう。</li> <li>有害情報を見つけた場合はすぐ管理者に連絡しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページで公開する情報については学校長の承認を受けましょう。</li> <li>内容に不適切なところがあったときには公開しないこともあることを事前に説明し了承を得ておきましょう。</li> <li>著作権表示をしましょう。</li> <li>教育効果によっては条件を指定して氏名等の公開も考えられますが十分な検討を行いましょう。</li> <li>セキュリティホールとなるような実行ファイル等を使用しないようにしましょう。</li> <li>ファイルの名前の付け方に気を付けましょう。</li> <li>有害情報を含むページへのリンクは行わないようにしましょう。</li> <li>リンク先に有害情報がないか調査を十分に行いましょう。</li> <li>業務上知り得た情報を個人のホームページに掲載してはいけません。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事前に内容を閲覧することがあることを説明し、了承を得ておきましょう。</li> </ul>

表3 ガイドラインの骨子(2)

	利 用 場 面	
	チャット・電子掲示板の利用	オンラインソフト・データの利用
児童生徒の利用の指導事項	<p>&lt;ネチケット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの人が自分の意見を読むとすることを考えて発言しましょう。</li> <li>・参加についてはその趣旨等を確認しましょう。</li> <li>・的外れな発言をするのはやめましょう。</li> <li>・個人宛の話題を全体に発信しないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;著作権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発言内容の著作権は発言者にあります。</li> </ul> <p>&lt;個人情報保護&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人を特定できるデータを書き込むのはやめましょう。</li> </ul> <p>&lt;セキュリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワード等を書き込まないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;有害情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適切な話題に参加しないようにしましょう。</li> </ul>	<p>&lt;ネチケット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先生の許可を得てからダウンロードしましょう。</li> <li>・利用に関しては使用条件等をよく読み利用しましょう。</li> </ul> <p>&lt;著作権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・著作者の使用条件等を遵守して利用しましょう。</li> <li>・有償ソフトの違法コピーをしないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;個人情報保護&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報を含むデータを公開ないようにしましょう。</li> <li>・偶然に取得した個人情報を第三者に漏らさないようにしましょう。</li> </ul> <p>&lt;セキュリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ウイルスに感染しているファイルの可能性があるので先生の許可を得てからダウンロードしましょう。</li> </ul> <p>&lt;有害情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内容の分からない情報をダウンロードするのはやめましょう。</li> </ul>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会の趣旨を確認の上、参加をさせるようにしましょう。</li> <li>・生徒が外部に発言する際にはその発言内容を確認してから送信しましょう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・問題が生じたときには管理者に連絡のうえ、問題点に対処しましょう。</li> </ul>

表4 ガイドラインの骨子(3)

	ネ ッ ト ワ ー ク の 管 理
管理者	<p>&lt;ネチケット&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルールやマナーの適切な校内研修・指導を行いましょう。</li> <li>・利用者の情報モラルの向上に努めましょう。</li> </ul>
	<p>&lt;著作権&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・違法コピーがないよう指導しましょう。</li> <li>・著作権侵害がないように指導しましょう。(確認・奨励)</li> <li>・守秘義務を遵守しましょう。</li> </ul>
	<p>&lt;個人情報保護&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パスワードの管理をし、不正使用のないように努めましょう。</li> <li>・個人情報の漏洩がないように指導し、情報の管理に努めましょう。</li> </ul>
	<p>&lt;セキュリティ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部からの不正な使用がないよう監視に努めましょう。</li> <li>・外部からの侵入や盗聴の無いように監視に努めましょう。</li> <li>・校内のコンピュータがウイルスに感染していないか定期的にチェックしましょう。</li> </ul>
	<p>&lt;有害情報&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルタリングソフト等で有害情報に対する対策を講じておきましょう。</li> </ul>
	<p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部で発生したトラブルに迅速に対処しましょう。</li> <li>・外部からの問い合わせに迅速に対処しましょう。</li> </ul>

## 5 研究のまとめと今後の課題

### (1) まとめ

インターネットは、まだ未成熟なネットワーク社会であるため、十分な法規制もされておらず、児童生徒に対して悪影響を及ぼす可能性や危険性を伴う場合もある。学校においてどう利用していくべきかについては、まだ確立した考え方はない。従って、インターネットの利用に当たっては、学校で利用方針を決め児童生徒が安全かつ適切に利用するためのルールやマナーの在り方を検討する必要がある。そのため、インターネット利用の情報モラルとしての「ネチケット」、「著作権」、「個人情報保護」、「セキュリティ」、「有害情報」の5つの指導事項に対する基本的な考え方を明らかにし、学校での利用を想定して6つの利用場面とそれぞれの指導事項を示した。

### (2) 課題

今後、各学校でインターネット利用のガイドライン作成について組織的に取り組んでいくことが大切である。学校の利用環境や小・中・高・特殊教育諸学校それぞれの発達段階に応じた児童生徒向けのガイドライン作成及び児童生徒の「情報モラル」の高揚を図っていく指導方法の確立が重要である。また、各学校で解決できない問題点について児童生徒や教職員が自由に質問したり、話し合う場として効果的な児童生徒用及び教職員用「ガイドラインQ & A 電子掲示板」の運用についても検討していきたい。

### 《研究委員》

山下 利秀	佐賀県教育センター研究員	平成10年度
末次 孝文	佐賀県教育センター研修員	平成10年度
成富利佳子	佐賀県教育センター研修員	平成10年度
川崎 健二	有明町立有明中学校教諭	平成10年度 (元佐賀県教育センター研究員)
馬場崎誠一郎	佐賀県立ろう学校教諭	平成10年度

### 《参考文献》

- ・ 文部省 「情報化の進展に対応した教育環境の実現に向けて（情報化の進展に対応した初等中等教育における情報教育の推進等に関する調査研究協力者会議 最終報告）」  
1998年 文部省調査研究協力者会議等ページ (<http://www.monbu.go.jp/singi/chosa/00000301/>)
- ・ 池田茂 「先生のための - インターネットを中心とした - マルチメディア・ラーニング・キット」  
1997年 日本電信電話株式会社
- ・ 文部省 「インターネットで広がる子どもたちの世界 [ インターネット導入ガイドブック ]」  
1998年 社団法人日本教育工学振興会発行 PP50-53
- ・ 久保田裕 「インターネット時代の著作権とプライバシー 情報モラルの確立にむけて」  
1998年 (株)アルファベータ
- ・ 陰山茂 「インターネット利用のガイドライン」 1998年 兵庫県立教育研修所
- ・ 上谷良一 「マルチメディア、インターネット時代の情報教育について」 1998年 兵庫県立教育研修所研究紀要第109集 PP.41-46